



Vol.10

# 静岡県弁護士会通信

発行 2014(平成26)年 春号

## 弁護士をもっと身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80  
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522  
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



## 特定秘密保護法について

静岡県弁護士会  
会長 なかむら あきひろ 中村光央



### 第1 特定秘密保護法の成立

特定秘密保護法（特定秘密の保護に関する法律）が、平成25年12月6日に成立しました（12月13日公布）。この法律は、日本の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿の必要なものを「特定秘密」として指定するものです。

この法律は、以下に述べるように、危険性をはらんでいます。当会も、この法律の成立にあたって、反対声明を出しています。

### 第2 特定秘密保護法の危険性

この法律が危険だと考えられるのは、次に述べる点にあります。

1 もし、私たち市民に知られたら都合が悪い国の情報が、勝手に隠されたらどうなるでしょうか。私たち市民は選挙の時にきちんと候補者や政党を選べるのでしょうか。

特定秘密保護法では、何を特定秘密とするのか、条文上あいまいです。その上、何を特定秘密とするかは、行政機関の長が決めます。そのため、行政機関の長が私たち市民に知られたくない都合の悪い情報を特定秘密とすることで、私たち市民の「知る権利」が侵害されるおそれがあるのです。

2 ある情報が特定秘密と決められたことが適切なのか、チェックする中立な第三者の監視体制もありません。

したがって、本来特定秘密とされてはいけない情報までもが、行政機関の長の都合で特定秘密とされ、テレビでも新聞でもインターネットでも知ることができなくなってしまうかもしれないのです。

3 その上、特定秘密の取得は犯罪とされていますので、特定秘密にアクセスすれば、刑事罰もありえます。

しかし、法律の決め方はあいまいです。そのため、事前に何が特定秘密かははっきりしないので、今まで問題なくできた情報へのアクセスが、ある日突然

犯罪として、捕まってしまうかもしれないのです。

マスコミが政治家や国の政策を正しく報道しようとしても、報道関係者が捕まってしまうかもしれません。

また、何気なくインターネットで情報を検索していたら、それだけで捜査の対象になってしまうかもしれないのです。それはあなたかもしれないし、あなたの大事な家族かもしれません。

戦前に日本に存在した治安維持法と似たような状況が起こるかもしれないのです。罪刑法定主義に反するものなのです。

4 特定秘密保護法は、国会議員も処罰の対象にしています。政府のやり方を調査しようとする野党議員が、時の政府の都合で捕まってしまう、立法権が侵害されてしまうかもしれません。

5 特定秘密を扱える職員は、「適性評価」によって選ばれます。具体的には、職員やその家族などの学歴、飲酒の節度、経済的信用状態、精神疾患の状況などが調査されます。このようなプライバシー侵害が、行政機関の長の都合で勝手にされてしまう可能性があるのです。

6 ある情報を特定秘密とする期間は、5年を超えないとされています。しかし、この期間は30年までとか60年までとか更新できますし、情報によっては永久に特定秘密と指定することができるものもあるのです。

第3 このような理由から、特定秘密保護法は危険をはらんでいます。私たち市民は、この法律の今後をしっかりと見ていかなければならないと考えています。

静岡県弁護士会

子どもの権利委員会からのご案内

## 特集 子どもの権利



いじめ 虐待 非行 懲戒処分 体罰 離婚に伴う親権



### 子どもの権利って？

皆さんは、「子どもの権利」という言葉を聞いてどんな印象を抱かれるのでしょうか。かつて子どもは、保護の対象としてのみ捉えられ、権利の主体であるという考え方は一般的ではありませんでした。

しかしながら、現在では、子どもの基本的人権を国際的に保障した子どもの権利条約が1989年に国連で採択され、1994年には同条約が日本においても批准・公布され、日本国内でも発効したことに象徴されるように、子どもも立派な「権利の主体」として捉えられるようになりました。

また、2013年1月1日からは、家事事件の分野において、子どもが親権者から独立して意見を表明することを可能とする「子どもの手続代理人制度」がスタートしました。但し、現時点においては、手続代理人の報酬を公的に負担する制度が存在しないため、資力のない子どもは事実上この制度を利用することができないことなど、制度自体に多くの

問題も存在しています。ですが、従前は家事事件の場において客体としか捉えられていなかった子どもが、主体的に手続に参加することが可能となったことには、大きな意義があるものといえます。

もっとも、子どもが成長発達の過程にあり、その権利を真に保障するためには、大人とは異なる特別の保護を必要とすることに変わりはありません。

### 子どもの権利委員会の活動

当委員会は、その名のとおり、子どもの基本的人権を擁護することを目的として、子どもを取り巻く問題全般を扱う委員会です。子どもの権利の擁護に熱意、関心を有する県内の弁護士によって構成され、年間を通して子どもの権利に関する法律相談、調査研究活動、子どもの権利侵害に対する救済申立の受理などを行なっています。

尚、当委員会の委員数は、2013年12月現在で47名です。

## 子どもの権利相談

当委員会は、子どもを取り巻く問題を早期に解決できるよう、初回の相談料を無料として、子どもを取り巻く問題の解決に熱意、関心を有する弁護士の紹介を行なっています。

大人の皆さんも、そして子どもの皆さんも、一人で悩む前にお気軽にご相談ください。

尚、2回目以降継続して相談を行なう場合には有料となりますが、収入要件など一定の要件を満たす場合には、法テラスの援助制度を利用できる場合もありますので、初回相談時に弁護士にご相談ください。

## ご相談の流れ

**1** まずは、お近くの弁護士会支部までお問い合わせください。その際、「子どもの権利相談」を希望されることをお伝えください。

**2** 弁護士会が、ご相談者の最寄りの支部所属の対応可能な弁護士をご紹介します。

**3** 紹介を受けた弁護士が自らの事務所においてご相談を伺います。



## 子どもの権利相談 Q & A

**Q** どのような相談ができるのでしょうか。

**A** 学校でのいじめ、体罰、不当な懲戒処分、家庭での虐待、親の離婚に伴う親権や面会交流に関する悩み、未成年後見、少年事件についての相談など、子どもを取り巻くあらゆる問題についてのご相談をお受けします。

**Q** 相談をした内容は学校や家族に報告されてしまうのでしょうか。

**A** 相談の秘密は厳守されます。たとえ子どもの皆さんからのご相談であっても、本人の同意なく学校や家族に報告することはありませんので、安心してご相談ください。

**Q** 誰が子どもの権利相談を利用できるのですか？

**A** 子どもを取り巻く問題についてのご相談であれば、子ども本人、その家族、教育関係者はもちろんのこと、近所の子どもに虐待の疑いを感じていらっしゃる方など、どなたでもご相談いただけます。

**Q** 弁護士に相談するには法律問題でなければダメなのでしょうか。

**A** 相談内容は、厳密な法律問題のみに限定されません。弁護士に相談することで、背後に隠れていた法律問題が発見される可能性もあります。  
まずはお気軽にご相談ください

# 各種法律相談のご紹介

2014.3.20現在

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にて予約受付  
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



## 交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分～4時  
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
  - 浜松支部 毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
  - 沼津支部 毎週月・水・金 午後1時～3時30分  
(三島:第2火、伊東:第3火、下田:第4月、時間同上)

## クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時  
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時
  - 浜松支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時30分～5時
  - 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

- 相談料 初回相談料は無料
- 相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介致します。

- 相談時間 60分まで ■相談料 無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
  - 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
  - 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。
- ※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

## 犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
  - 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
  - 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

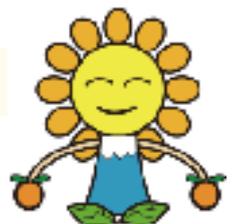
万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

- 電話受付時間  
平日 午前9時～12時、午後1時～5時  
当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



### 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

### 浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

### 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848